

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
(議事録) <p>第18条 総会の議事については、議事録<u>(電磁的記録を含む。以下同じ。)</u>を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載<u>又は記録</u>し、総会の議長、出席理事、出席監事及びその総会に出席した会員1人以上が記名押印<u>又は電子署名</u>をしなければならない。</p>	(議事録) <p>第18条 総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、総会の議長、出席理事、出席監事及びその総会に出席した会員1人以上が記名押印しなければならない。</p>
(議事録) <p>第36条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載<u>又は記録</u>し、出席した理事及び監事が記名押印<u>又は電子署名</u>をしなければならない。</p>	(議事録) <p>第36条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事及び監事が<u>署名</u><u>又は記名押印</u>しなければならない。</p>
付 則 <p>この改正規定は、令和7年10月24日から施行する。</p>	